

有機農産物の日本農林規格等の一部改正案についての
意見・情報の募集について

令和元年12月27日
農林水産省食料産業局

この度、「有機農産物の日本農林規格等の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第5条において準用する同法第3条第1項の規定に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）を改正することとしており、本件意見公募は、「有機農産物の日本農林規格等の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報等を考慮した上で、日本農林規格調査会の審議に付すことを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室

担当：規格第1班

(3) F A Xの場合

以下担当まで送付してください。

F A X番号：03-6744-0569

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室

担当：規格第1班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和元年12月27日～令和2年1月25日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・有機農産物の日本農林規格等の一部改正案の概要 [PDF]
- ・一部改正案新旧対照表 [PDF]